設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
（令和８年11月13日受付分）

特定非営利活動法人アンソレイエ　アグリエント

縦覧期間

令和８年11月13日（金）から
令和８年11月27日（金）まで

特定非営利活動法人アンソレイエ　アグリエント定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人アンソレイエ　アグリエントという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県高砂市美保里８番３号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、障がいのある方々等の就労機会の拡充、地域農業の振興、そして誰もが地域で支え合いながら暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

(1)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(2)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(3)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 障がいのある方々等の就労機会の拡充と個の「ジリツ」（自立・自律）を図る為の事業

(2) ６次産業化を目指した農業

(3)地域社会への貢献事業

第３章　会員

（会員の種類）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2)　賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)　退会の申し出があったとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して３年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数４分の３以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　法令、定款に違反したとき。

(2)　この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　３人以上８人以下

(2)　監事　１人以上３人以下

２　理事のうち、１人を理事長とする。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

３　理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5　監事は、次に掲げる業務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）
第 16 条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第 18 条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第 19 条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第 20 条　この法人に事務局長その他職員を置くことができる。
2　事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）
第 21 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第 22 条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第 23 条　総会は、以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業報告及び決算
(5)　役員の選任又は解任及び報酬
(6)　入会金及び会費の額
(7)　会員の除名
(8)　その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（開催）

第 24 条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数５分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3)　第 15 条第５項第４号に基づき監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

（定足数）

第 27 条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条　総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　前２項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 29 条　各正会員の表決権は平等なるものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について

書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第２項、次条第１項第３号及び第 49 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）

第 30 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所
(2)　正会員の現在数
(3)　総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
(4)　議長の選任に関する事項
(5)　審議事項
(6)　議事の経過の概要及び議決の結果
(7)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 32 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1)　事業計画及び予算並びにその変更
(2)　理事の職務
(3)　借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(4)　事務局の組織及び運営
(5)　総会に付議すべき事項
(6)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(7)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の４分の１以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3)　第 15 条第５項第５号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 34 条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも３日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 35 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第 36 条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 37 条　理事会における議決事項は、第 34 条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 38 条　各理事の表決権は平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第１項第３号の規定の適用については、出席したものとみなす。

３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）

第 39 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事の現在数

(3)　理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）

(4)　審議事項

(5)　議事の経過の概要及び議決の結果

(6)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

（顧問）

第 40 条　この法人に顧問若干名を置く。

２　顧問は、学識経験者等又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

３　顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

４　前２項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第７章　資産及び会計等

（資産の構成）

第 41 条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　事業に伴う収益

(5)　資産から生じる収益

(6)　その他の収益

（資産の管理）

第 42 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 43 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第 44 条　この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり、１２月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 45 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 46 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

２　前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第 47 条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 48 条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 49 条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第 25 条第３項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 50 条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散する場合は、正会員総数４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 51 条　この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち総会の決定により公益社団法人又は公益財団法人に譲渡するものとする。

（合併）

第 52 条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告

（公告の方法）

第 53 条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章　雑則

（施行細則）

第 54 条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
　理 事 長　　嶋谷　敦子
　理　　事　　鷲尾　吉正
　　同　　古木　美智子
　監　　事　　髙橋　賢吉
3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和９年１２月３１日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和９年１２月３１日までとする。
6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

	個人	団体
(1) 正会員		
① 入会金	０円	０円
② 年会費	１０，０００円	１０，０００円
(2) 賛助会員		
① 入会金	０円	０円
② 年会費	２，０００円	２，０００円

役員名簿

特定非営利活動法人　アンソレイエ　アグリエント

役　名	氏名（ふりがな）	住所又は居所	報酬の有無
理事長	しまたに　あつこ 嶋谷　敦子		無
理事	わしお　よしまさ 鷲尾　吉正		無
理事	こき　みちこ 古木　美智子		有
監事	たかはし　けんきち 髙橋　賢吉		無

設立趣旨書

1　趣旨

（1）会を立ち上げることになった社会的要因や背景等

近年、我が国の農業分野では、担い手の高齢化や後継者不足が深刻化し、農地の維持や地域農業の継続が大きな課題となっています。一方、障がいのある方々が地域社会の中で自立した生活を営むためには、安定した就労の機会と社会参加の場を確保することが不可欠であり、地域における就労支援の充実が強く求められています。かかる中、農業分野と福祉分野が連携する「農福連携」は、農業の人手不足の解消と、障がいのある方々の働く場の創出とを同時に実現する取り組みとして注目されています。農作業は工程が多様であり、利用者一人ひとりの特性や能力に応じた役割を見出すことができるため、障がいのある方々にとって継続的に取り組みやすい就労の場となります。また、農業を通じた活動は、地域住民や関係団体との交流を生み出し、地域社会の理解と共生を深める契機にもなります。

（2）会の活動内容

私たちはこれまで、地域資源を活用した綿花事業と障がいのある方々の就労体験や社会進出の支援とに取り組んでまいりました。こうした実践の中で、農業分野の課題と福祉分野の課題は、互いに連携することで同時に解決し得るとの確信を強め、両分野を結びつける「農福連携」の取り組みを、地域に根差した持続可能な仕組みとして発展させていく必要があると考えるに至りました。

具体的には、これまでの綿花事業の播種、収穫、選別、加工などにとどまらず、今後はこれらに加え、栽培管理工程も担うとともに、水耕栽培事業を行い、さらには、就労継続支援Ｂ型事業による障がいのある方々の就労支援を展開し、「農福連携」の取り組みを進めてまいります。

栽培から製品化までを視野に入れたこの取り組みは、利用者の働く意欲の向上や社会参加の促進につながるとともに、地域の新たな産業や文化の創出にも寄与するものと考えています。

（3）なぜ特定非営利活動法人化が必要なのか

これらの活動をさらに発展させ、農業と福祉が相互に支え合う持続可能な仕組みとして広く社会に定着させていくためには、活動の公共性と透明性を高め、地域社会や関係機関と連携しながら事業を推進していく体制を整えることが不可欠です。これまで任意団体として実践してきた活動や事業をさらに地域に定着させ、継続的に推進していくとともに、活動の範囲を広げていくためには、他地域の行政機関や関連団体との連携を一層深めていく必要があります。そのためには、社会的に認知された公的な組織となることが最良の方策であると考えました。また、当会の活動は営利を目的とするものではなく、多くの市民の皆様に参画していただくことが不可欠であるという性格を有していることから、特定非営利活動法人格を取得することが最も適していると考えました。

（4）法人化により、さらにどのような社会貢献ができるのか

特定非営利活動法人として組織化することにより、障がいのある方々の就労機会の拡充と、一人ひとりの「ジリツ（自立・自律）」を核とした職業能力の開発及び雇用機会の拡充を支援する活動を、より公共性の高い形で継続的に展開することが可能となります。

あわせて、農業の６次産業化を通じて農山漁村及び中山間地域の振興を図る活動や、地域社会への貢献活動にも一層力を注いでまいります。これらの活動を通じて、誰もが「幸せ」という主観的な感覚のみにとどまらず、身体・心・社会関係を含めた、より包括的な「充実した生活」を送ることができる社会の実現に寄与してまいりたいと考えています。

２　申請に至るまでの背景

２０２１年	１２月	サークル団体「アンソレイエ」を発足
２０２２年	５月	就労体験会を開催、
	１２月	障がい者等を対象にクリスマス会開催（以後、毎年開催）
２０２３年	４月	小さい農地を借りたことから農業を開始、 以後、農業の就労体験会も始める（以後、毎年開催）
２０２４年	４月	他団体との連携が深まったことからサークル団体「アンソレイエ」を発展的解消し、任意団体「アンソレイエ　アグリエント」を立ち上げ また、連携団体の協働で、綿花の播種、収穫、選別、加工の就業体験会を開催（以後、毎年開催）
２０２６年	６月	会員間で法人化の意思確認
	９月	設立総会

令和８年９月２０日

特定非営利活動法人　アンソレイエ　アグリエント
設立代表者
中西一智

令和９年度　事業計画書

特定非営利活動法人アンソレイエ　アグリエント

１．基本方針

初年度は、障害のある方の農業分野における就労機会の創出及び農業生産活動の実施に向けた準備期間と位置付け、農作物の試験栽培並びに販路開拓・拡大に取り組む。併せて、次年度からの福祉事業の円滑な実施に向け、必要な組織体制及び運営基盤の整備を進める。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数等	実施場所	受益対象者及び予定数	収益見込（千円）
１．障がいのある方々等の就労機会の拡充と個の「ジリツ」（自立・自律）を図る為の事業	福祉事業実施体制の整備事業 （障害福祉サービス事業の調査・研究、関係法令及び指定基準の確認 支援員及び農業指導者の確保、関係機関との連携体制の構築、事業運営に必要な規程・マニュアル等の整備）	通年	高砂市美保里		0
２．６次産業化を目指した農業	①農作物の試験栽培 （地域の気候・土壌条件に適した農作物の選定、栽培技術の習得及び栽培マニュアルの整備、生産量・品質・収益性の検証、障害のある方が従事しやすい作業工程の検討） ②関係者開拓・拡大 （地域直売所、農産物販売所等への出荷協議、飲食店・福祉施設・企業等への営業活動、SNS やホームページ等を活用した情報発信）	通年	加古川市志方町 及び 高砂市美保里等		4,811
３．地域社会への貢献事業	地域社会の交流イベント準備	通年	高砂市美保里等		0

３．事業実施体制

（１）会議に関する事項

①通常総会　２月

②理事会　年４回

（２）事務局体制

理事長 嶋谷敦子、理事 古木美智子、事務局長　嶋谷拓雄の計３名

４．期待される効果

障害のある方の就労機会創出に向けた基盤形成

安定した農業生産体制の構築

地域における農福連携の推進

持続可能な福祉事業運営体制の確立

地域経済及び地域コミュニティへの貢献

５．次年度の展望

初年度の試験栽培及び販路開拓の成果を踏まえ、次年度は障害福祉サービス事業を本格的に開始し、農業生産活動を通じた継続的な就労支援を実施する。また、生産規模の拡大及び販路の安定化を図り、地域に根差した持続可能な農福連携事業を推進する。

令和１０年度　事業計画書

特定非営利活動法人アンソレイエ　アグリエント

１．基本方針

障害のある方に対し、農業生産活動及び就労機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことによって、地域社会における「ジリツ」（自立・自律）した生活の実現及び農業の振興を図る。

２．特定非営利活動に係る事業

事業方針　農業分野を中心とした就労支援を行い、利用者の特性に応じた作業機会を提供する。綿花栽培、水耕栽培及び就労訓練を通じて、農業に関する知識・技能、安全衛生、コミュニケーション等の習得を支援する。

定款の事業名	プロジェクト内容 （具体的な事業内容）	実施時期・ 回数等	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込 （千円）
１．障がいのある方々等の就労機会の拡充と個の「ジリツ」（自立・自律）を図る為の事業	（１）就労訓練 ① 作業手順の習得 ② 安全衛生教育 ③ コミュニケーション訓練 ④ 販売活動への参加	１月～１２月 （通年実施）	加古川市志方町 及び 高砂市美保里等	年間利用者数 延べ３８４０人	３０，７２０
２．６次産業化を目指した農業	（１）綿花栽培事業 ① 種まき及び育苗 ② 畑の管理（除草・灌水・施肥） ③ 収穫及び選別 ④ 綿繰り作業 ⑤ 加工品の製造及び販売 （２）水耕栽培事業 ① 葉物野菜等の育成 ② 栽培設備の管理 ③ 収穫・袋詰め ④ 出荷及び販売	１月～１２月 （通年実施）	加古川市 志方町等	年間利用者数 延べ３８４０人	７，２００
３．地域社会への貢献事業	地域交流イベントの準備	通年	高砂市美保里等		０

３．実施体制

（１）会議に関する事項

①通常総会　２月

②理事会　年４回

（２）事務局体制

理事長 嶋谷敦子、理事 古木美智子、事務局長 嶋谷拓雄の計３名

利用定員　20 名

職員配置

・管理者　１名

・サービス管理責任者　１名

・生活支援員　２名

・職業指導員　２名

・目標工賃達成指導員　１名

４．年間事業計画

時期	主な実施内容
１月	第１回播種・育苗、栽培管理、出荷体制整備
２月	第１回収穫・出荷、第２回播種
３月	第２回収穫・出荷、第３回播種
４月	第３回収穫・出荷、第４回播種、販売実績分析
５月	第４回収穫・出荷、第５回播種、販路拡大活動
６月	第５回収穫・出荷、第６回播種

７月	第６回収穫・出荷、第７回播種、夏季高温対策実施
８月	第７回収穫・出荷、第８回播種、夏季高温対策実施
９月	第８回収穫・出荷、第９回播種、販売実績分析
１０月	第９回収穫・出荷、第１０回播種、販路拡大活動
１１月	第１０回収穫・出荷、第１１回播種、次年度事業計画策定
１２月	第１１回収穫・出荷、第１２回播種、年間実績評価

５．目標

・年間利用者数延べ３８４０人

・平均工賃月額１６０００円以上

・農産物販売額３００万円以上

・地域イベント参加４回以上

６．地域連携

地元農家、農業法人、直売所、福祉関係機関及び企業と連携し、利用者の社会参加及び販路拡大を推進する。

特定非営利活動法人アンソレイエ　アグリエント

令和9年度活動度予算書

成立の日から令和9年 12月31日まで

（単位：円）

科　目	金　額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0	100,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
6次産業化を目指した農業	4,811,400		
障がいのある方々等の就労機会の拡充と個の「ジリツ」（自立・自律）を図る為の事業	0		
地域社会への貢献事業	0	4,811,400	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑種益	0	0	
経常収益計			5,011,400
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	1,080,000		
法定福利費	162,000		
工賃支給			
人件費計	1,242,000		
(2)その他経費			
事業費	1,023,560		
その他経費計	1,023,560		
事業費計		2,265,560	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	1,200,000		
法定福利費	180,000		
人件費計	1,380,000		
(2)その他経費			
減価償却	698,400		
消耗品費			
支払手数料			
通信費			
旅費交通費			
光熱水費			
保険料			
会議費	10,000		
車両費	480,000		
地代家賃	60,000		
租税公課			
その他経費計	1,248,400		
管理費計		2,628,400	
経常費用計			4,893,960
当期正味財産増減額			117,440
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			117,440

特定非営利活動法人アンソレイエ　アグリエント

令和10年度　活動予算書

令和10年1月1日から令和10年 12月31日まで

（単位：円）

科　目	金　額		
Ⅰ 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	0	100,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000	100,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
6次産業化を目指した農業	7,200,000		
障がいのある方々等の就労機会の拡充と個の「ジリツ」（自立・自律）を図る為の事業	30,720,000		
地域社会への貢献事業	0	37,920,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑種益	0	0	
経常収益計			38,120,000
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当	18,840,000		
法定福利費	2,826,000		
工賃支給	3,840,000		
人件費計	25,506,000		
(2)その他経費			
事業費	1,250,000		
その他経費計	1,250,000		
事業費計		26,756,000	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	3,000,000		
法定福利費	450,000		
人件費計	3,450,000		
(2)その他経費			
減価償却	698,400		
消耗品費	120,000		
支払手数料	100,000		
通信費	200,000		
旅費交通費	30,000		
光熱水費	60,000		
保険料	200,000		
会議費	10,000		
車両費	480,000		
地代家賃	1,200,000		
租税公課	250,000		
その他経費計	3,348,400		
管理費計		6,798,400	
経常費用計			33,554,400
当期正味財産増減額			4,565,600
前年度繰越正味財産額			117,440
次期繰越正味財産額			4,683,040